

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成30年7月6日

住所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字火の谷1125
名称 エコシステム山陽株式会社
代表取締役 寺門 洋

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太



許可の年月日	平成30年7月6日	許可番号	第8-（13の2）-3号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	<p>1 施設の種類 汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化 ビフェニル処理物の焼却施設、産業廃棄物の焼却施設</p> <p>2 処理する産業廃棄物の種類</p> <p>(1) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。） 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、 ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず、 鋳さい、がれき類、ばいじん（これらのうち石綿含有産業廃棄物、 水銀使用製品産業廃棄物を除き、水銀含有ばいじん等（水銀回収 義務対象品を除く。）を含む。） 以上16種類</p> <p>(2) 特別管理産業廃棄物 感染性産業廃棄物、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェ ニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物（これらのうち低濃度ポ リ塩化ビフェニル廃棄物に限る。）、燃え殻、汚泥、廃油、 廃酸、廃アルカリ、鋳さい、ばいじん 以上11種類</p> <p>【以下裏面に記載】</p>		

設 置 場 所	岡山県久米郡美咲町吉ケ原字長尾658番、659番1、659番2、 字池ノ内668番、字繁山1129番8 (計5筆)
処 理 能 力	燃え殻 196.6、汚泥 240.0、廃油 120.0、廃酸 259.2、廃アルカリ 240.0、 廃プラスチック類 132.0、紙くず 204.0、木くず 205.1、繊維くず 139.2、 動植物性残さ 172.8、ゴムくず 136.8、金属くず 79.6、ガラスくず・ コンクリートくず (がれき類を除く。)・陶磁器くず 80.0、鉱さい 80.0、がれき類 80.0、ばいじん 91.8、感染性産業廃棄物 11.5、 廃ポリ塩化ビフェニル等 72.0、ポリ塩化ビフェニル汚染物 28.8、 ポリ塩化ビフェニル処理物 28.8 (以上、単位t/日(24時間))
許 可 の 条 件	なし
規則第11条第8項 の規定による許可証 の提出の有無	無
留 意 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の設置にあたっては、各種関係法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合には当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員検査を受けること。
備 考	